

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（荒川遊園豆汽車車両モーター交換）	№5200442
工（納）期	令和8年8月31日	
契約締結日	令和8年6月1日	
契約金額	1, 7 2 7, 0 0 0 円（消費税込み）	

契約相手方	泉陽興業株式会社 東京支店 (法人番号：8120001038672)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件 名	修繕契約 (荒川遊園豆汽車車両モーター交換)
指名業者 (案)	名 称 泉陽興業株式会社 東京支店 代表者 支店長 高島 省吾 所在地 東京都千代田区鍛冶町一丁目6番14号 泉陽SYビル
特命理由	本件は、経年劣化が進んでいる荒川遊園豆汽車の動力モータについての交換修繕等を実施するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 上記業者は、豆汽車を設計・制作・施行したメーカーで定期点検及びメンテナンスも行っているなど、仕様や特徴を熟知しており、上記業者以外が本業務を受託した場合、交換設備・部品が定期点検及びメンテナンスの対象が外れてしまい、遊具の安全な運行、正常な状態が確保できないため、上記業者以外の履行は困難である。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)